

令和5年度福島県立本宮高等学校 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程募集要項

福島県本宮市高木字井戸上45
〒969-1101 電話 0243-33-2120
<https://motomiya-h.fcs.ed.jp/>

1 実施学科及び募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	2名
全日制	情報会計科	1名

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住居登録をしていたか、又は出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認めるものとする。その場合には学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願資格

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前期選抜及び追検査を受験できないこととされた者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、出願先については、前期選抜に出願した高等学校とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、本校に問い合わせること。

5 出願期間

令和5年3月16日（木）から3月17日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、**664円（郵便・速達・簡易書留料）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封**の上、令和5年3月17日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願手続き及び提出書類

インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（所定様式）

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由及び志願する学科を記入する。

志願する学科については、前期選抜の入学願書に記入した特色選抜若しくは一般選抜のうちから、志願した学科を一つ選び、「〇〇科を志願する。」と記入する。

本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証」を交付する。なお、受験番号は、前期選抜の受験票に付した番号とし、当該受験票を利用する。

7 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、本校に問い合わせること。
- (3) 本校の新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

8 選抜方法・選抜資料

以下の（1）～（3）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して合格者を選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。
- (3) 作文
作文を実施する。あるテーマについて、600字以内で、自分の思いや感想を述べる作文とする。なお、作文については、段階評価とする。

9 面接及び作文の実施日及び会場等

- (1) 実施日
令和5年3月23日（木）
- (2) 日程

① 受	付	8:30	～	8:50	受付場所：生徒昇降口
② 作	文	9:00	～	9:50	
③ 面	接	10:10	～		
- (3) 会場
福島県立本宮高等学校
- (4) 持参物
 - ① 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証
 - ② 受験票（前期選抜のもの）
 - ③ 上ばき
 - ④ 筆記用具

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

10 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日（金）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 その他

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程において不合格とされた者及び第1日程を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程」に出願することができる。